



# 鳥取県公報

令和2年12月25日(金)  
第9263号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (670) (企業支援課) . . . . . 2
	保安林の指定予定 (671) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	令和3管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量 (672) (水産課) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (673) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	一般廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (674) (西部総合事務所生活環境局) . . . 4
	産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (675) (〃) . . . . . 4
	採石法による採取計画の認可の公表 (676) (西部総合事務所米子県土整備局) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合上後藤店 米子市三旗町7-16 外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
- 3 変更する事項
  - (1) 施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置  
6の書類に記載のとおり
    - イ 駐車場の収容台数  
変更前 134台  
変更後 89台
    - ウ 駐輪場の位置  
6の書類に記載のとおり
    - エ 駐輪場の収容台数  
変更前 18台  
変更後 54台
    - オ 荷さばき施設の位置  
6の書類に記載のとおり
    - カ 荷さばき施設の面積  
変更前 98平方メートル  
変更後 70平方メートル
    - キ 廃棄物等の保管施設の位置  
6の書類に記載のとおり
    - ク 廃棄物等の保管施設の容量  
変更前 75.9立方メートル  
変更後 33.7立方メートル
  - (2) 施設の運営方法に関する事項
    - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 終日  
変更後 午前7時30分から午後10時30分まで
    - イ 駐車場の自動車の出入口の数  
変更前 6か所  
変更後 2か所
    - ウ 駐車場の自動車の出入口の位置  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
令和3年8月9日

- 5 届出年月日  
令和2年12月8日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
令和2年12月25日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第671号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡若桜町大字須澄字岩伏576、577、580、586
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第672号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）のまあじの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和2年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準

**鳥取県告示第673号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月25日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

主たる事務所の	指定に係る障害福祉	指定に係る障害福祉	障害福祉サービス
---------	-----------	-----------	----------

名 称	所在地	サービス事業を行う 事業所の名称	サービス事業を行う 事業所の所在地	の種類	指定年月日
もえぎケアタ クシー合同会 社	境港市上道町 3081	もえぎケアセンター 居宅介護事業所	境港市上道町3081	居宅介護、重度訪 問介護	令和3年1 月1日

#### 鳥取県告示第674号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
三光株式会社 代表取締役 三輪昌輝  
境港市昭和町5-17
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
境港市潮見町2-1
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の2に規定する焼却施設をいう。）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物又は植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及び鋳さい（以上3品目については、それ以外の処理する一般廃棄物との混合物に限る。）並びにばいじん  
（以上15品目。特別管理一般廃棄物については、感染性廃棄物、ばいじん及び燃え殻に限る。）
- 5 申請年月日  
令和2年10月30日
- 6 縦覧に供する書類  
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所  
（1）鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（米子市糀町一丁目160）  
（2）境港市市民生活部環境衛生課（境港市中野町2080）
- 8 縦覧に供する期間  
令和2年12月25日から1月間
- 9 意見書の提出等  
（1）意見書の提出  
当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。  
（2）意見書の提出期限  
令和3年2月8日  
（3）意見書の提出先  
米子市糀町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

#### 鳥取県告示第675号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置に係る

許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
三光株式会社 代表取締役 三輪昌輝  
境港市昭和町5-17
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
境港市潮見町2-1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に規定する焼却施設をいう。）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。）・陶磁器くず、鉍さい及びばいじん  
（以上16品目。いずれも石綿含有産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物にあつては、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、ばいじん、燃え殻及び汚泥に限り、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及び鉍さいにあつては、それ以外の処理する産業廃棄物との混合物に限り、汚泥、廃酸、廃アルカリ及び金属くずにあつては、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥及びばいじんにあつては、水銀含有ばいじん等を含む。）
- 5 申請年月日  
令和2年10月30日
- 6 縦覧に供する書類  
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所  
(1) 鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（米子市鞆町一丁目160）  
(2) 境港市市民生活部環境衛生課（境港市中野町2080）
- 8 縦覧に供する期間  
令和2年12月25日から1月間
- 9 意見書の提出等  
(1) 意見書の提出  
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。  
(2) 意見書の提出期限  
令和3年2月8日  
(3) 意見書の提出先  
米子市鞆町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

鳥取県告示第676号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月25日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称及び代表	主たる事務所	認可の内容
--------	--------	-------

者の氏名	の所在地	採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	認可年月日
大橋産業有限 会社 代表取締役 大橋 幸夫	米子市上福原 六丁目9-16	西伯郡南部町東上字 ダツツガ塔1307外4 筆(9,726平方メー トル)	風 化 花 崗 岩 (55,096.3立方メー トル)	令和2年12 月15日から 令和5年12 月14日まで	令和2年12月 15日